

## 議会運営委員会会議録

### 1 開会年月日

令和7年12月1日（月）

### 2 開会場所

第二委員会室

### 3 出席委員（11名）

委員長	名取顕一
副委員長	田中香澄
理事	浅川のぼる
理事	宮本伸一
理事	金子てるよし
理事	上田ゆきこ
理事	海津敦子
委員	石沢のりゆき
委員	山田ひろこ
委員	白石英行
委員	浅田保雄

### 4 委員外議員

議長	市村やすとし
副議長	高山泰三

### 5 出席説明員

成澤廣修	区長
佐藤正子	副区長
加藤裕一	副区長
丹羽恵玲奈	教育長
新名幸男	企画政策部長
竹田弘一	総務部長
榎戸研	防災危機管理室長
高橋征博	区民部長

長 塚 隆 史 アカデミー推進部長  
鈴 木 裕 佳 福祉部長兼福祉事務所長  
矢 島 孝 幸 地域包括ケア推進担当部長  
多 田 栄一郎 子ども家庭部長  
矢 内 真理子 保健衛生部長兼文京保健所長  
鵜 沼 秀 之 都市計画部長  
小 野 光 幸 土木部長  
木 幡 光 伸 資源環境部長  
松 永 直 樹 施設管理部長  
宇 民 清 会計管理者会計管理室長事務取扱  
吉 田 雄 大 教育推進部長  
渡 邊 了 監査事務局長  
畠 中 貴 史 総務課長

## 6 事務局職員

事務局長 佐久間 康 一  
議事調査主査 杉 山 大 樹  
議事調査主査 小松崎 哲 生  
議事調査主査 糸日谷 友  
議事調査主査 菅 波 節 子  
議事調査担当 阿 部 隆 也  
議事調査担当 眞 鍋 由起子  
議事調査担当 平 尾 和 香

## 7 本日の付議事件

- (1) 11月定例議会追加提案事項について
- (2) 議事日程・追加議事日程について
- (3) 本会議の流れ及び所要時間について
- (4) その他

○名取委員長 それでは、ただいまより議会運営委員会を開会いたしたいと思います。

委員等の出席状況ですが、委員については、全員、御出席をいただいております。

理事者につきましても、御出席をいただいております。

---

○名取委員長 11月定例議会追加提案事項についてであります。

11月定例議会追加提案事項の説明を受けたいと思います。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 令和7年11月区議会定例議会に御提案申し上げる案件につきましては、さきの議会運営委員会で御説明いたしましたが、その後、追加の案件が出てまいりましたので、御説明申し上げます。

このたび追加いたします案件は、条例案6件でございます。

それでは、追加提案事項のデータを御覧ください。

第1は、文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、区長及び副区長の給与月額及び期末手当に係る支給月数を改定するほか、旅費に係る規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のアは、給与月額の改定でございまして、区長及び副区長の給与月額を、御覧のとおり引き上げるものでございます。

イは、期末手当の支給月数の引上げで、年間の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

なお、期末手当の引上げについては、今年度は12月支給分で、令和8年度以降は6月及び12月の支給分で措置するものでございます。このことから、支給月数の改定については、御覧の表のとおり行うものでございます。

ウは、社会情勢の変化に合わせ、旅費に係る見直しに伴う、規定の整備をするものでございます。

施行期日は、公布の日で、(2)イに記載の改定マル2については、令和8年4月1日でございます。

なお、(2)ア及びウにつきましては、令和7年4月1日から適用するものでございます。

2ページを御覧ください。

第2の条例及び3ページの第3の条例につきましては、いずれも、ただいま御説明いたしました第1の条例と同様の内容で、それぞれ教育長の給与並びに議長、副議長、委員長、副

委員長及び議員の報酬月額並びに期末手当に係る月数を改定するほか、旅費に係る規定を整備するものでございます。

4ページを御覧ください。

第4は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するため、提案するものでございます。

改正内容のアは、給料表の改定でございまして、勧告のとおり、給与月額を引き上げるものでございます。

イは、期末手当に係る支給月数の引上げで、年間の支給月数を0.025月分引き上げるものでございます。

なお、この引上げについては、今年度は12月支給分で、令和8年度以後は6月及び12月の支給分で措置するものでございます。このことから、支給月数の改定は、御覧の表のとおり行うものでございます。

5ページを御覧ください。

ウは、勤勉手当の支給月数の引上げで、年間の支給月数を0.025月分引き上げるものでございます。

なお、この引上げについても、今年度は12月支給分で、令和8年度以後は6月及び12月の支給分で措置するものでございます。このことから、支給月数の改定については、御覧の表のとおり行うものでございます。

次に、エは、医師、歯科医師等に係る初任給調整手当の限度額を、御覧のとおり引き上げるものでございます。

施行期日は公布の日で、(2)イに記載の改定マル2及びウに記載の改定マル2については、令和8年4月1日でございます。

なお、(2)ア及びエにつきましては、令和7年4月1日から適用するものでございます。

6ページを御覧ください。

第5は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を改定するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のア及びイは、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げで、常勤職員と同様に、

年間の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げるものでございます。

なお、これらの引上げの措置についても、先ほど御説明いたしました第4の条例と同様に措置することから、支給月数の改定については、御覧の表のとおり行うものでございます。

ウは、学校教育法の一部改正に伴う引用条文の整備を行うものでございます。

施行期日は、(2)ア及びイに記載の改定マル1については公布の日、(2)ア及びイに記載の改定マル2並びにウについては令和8年4月1日でございます。

7ページを御覧ください。

第6は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、(2)に記載のとおり、第4で御説明いたしました条例と同様に、給料表の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げを行うほか、規定の整備を行うものでございます。

施行期日は公布の日で、(2)エについては、令和8年1月1日、(2)イ及びウに記載の改定マル2については令和8年4月1日でございます。

追加提案事項の説明は以上でございますが、これによりまして、本定例議会に提案する案件は、条例案17件、事件案3件、予算案1件の都合21件と相成るものでございます。

提案事項につきましては、以上でございます。

○名取委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただいた提案事項の付託委員会についてであります、資料1の1番から5番までの5件は総務区民委員会に、6番は文教委員会に、それぞれ付託いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、追加された提案事項の取扱いについて、お諮りいたします。

本日の本会議の日程に追加することとし、本会議を途中休憩し、直ちに議案審査を行うため、第一委員会室にて、総務区民委員会、文教委員会の順に、順次開催することといたしましたが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定いたします。

---

○名取委員長 続きまして、議事日程・追加議事日程についてであります。

資料2 「議事日程・追加議事日程」を御覧ください。

事務局長から、本会議の日程について御報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 まず、本日の議事日程でございます。

日程第1として、一般質問です。

次に、本日の追加議事日程です。

まず、追加日程第2から第6までとして、総務区民委員会に付託予定の条例案5件でございます。

次に、日程第7として、文教委員会に付託予定の条例案1件でございます。

以上でございます。

○名取委員長 続きまして、本会議の流れ及び所要時間について、事務局長から御報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日、12月1日の本会議の流れでございます。

開議宣言の後、会議録署名人として、田中香澄議員と海津敦子議員が指名されます。

次に、日程の追加が行われます。

追加日程第2から第7までとして、議案第52号から第57号までの条例案6件の日程が追加されます。

次に、日程第1として、豪一議員、吉村美紀議員の順で一般質問が行われます。

次に、追加日程第2から第6までとして、議案第52号から第56号の5件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、総務区民委員会に付託となります。

次に、日程第7として、議案第57が議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、文教委員会に付託となります。

次に、本日の会議時間について、あらかじめ延長する旨を協議いたします。

これは、休憩中に2つの常任委員会を開催するため、本日の本会議の終了時刻が18時を過ぎると見込んでいるためでございます。

ここで休憩宣言となり、議案審査のため本会議を暫時休憩いたします。

第一委員会室で総務区民委員会、文教委員会の順に、順次委員会を開催し、各議案に係る審査を行います。

委員会終了後、議場に参集し、再開宣言の後、本会議を再開いたします。

総務区民委員会、文教委員会から、それぞれ議案審査報告書が提出されますので、これを本日の日程に追加いたします。

まず、議案第52号から第56号までの5件が一括して議題とされ、白石総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、議案第57号が議題とされ、上田文教委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

以上で本日の日程が終了し、散会宣告となります。

次に、所要時間でございますが、本日の会議は、豪一議員が質問答弁、合わせまして約40分、吉村美紀議員が質問答弁、合わせまして約48分、これに休憩時間を加味し、一般質問は1時間40分程度、その後、議案の提案説明、付託から休憩宣言までが7分程度、再開宣言から散会宣言までは9分程度と見込んでおります。これに、休憩中の総務区民委員会、文教委員会の審査時間が加わるものでございます。

説明は以上です。

○名取委員長 ただいまの事務局長の説明のとおりといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

---

○名取委員長 その他に入ります。

委員会記録について。本日の委員会記録については、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

---

○名取委員長 それでは、これにて議会運営委員会を閉会いたします。

午後 1時10分 閉会